

# 片品村セミセルフレジ・キャッシュレス決済導入事業仕様書

## 1. 目的

片品村では、役場窓口における各種証明書の発行手数料の収納を、職員の対面により現金払いのみの対応としている。セミセルフレジ端末を設置することで、職員による現金の取扱いを減らし、釣銭等の誤り防止や集計業務の効率化を図るとともに、キャッシュレス支払いを導入することで利用者が簡単かつスピーディーな納付を実現することにより、利便性の向上を図ることを目的とする。

## 2. 事業概要

### (1) 導入に係る履行期間等

- ア 履行期間 契約締結日から令和8年12月25日まで
- イ 導入業務 契約締結日から令和8年7月31日まで（予定）
- ウ 保守業務 令和8年8月1日（予定）から令和12年7月31日まで
- エ 運用開始 令和8年8月1日（予定）

※本稼働日を含む詳細なスケジュールは契約後別途協議するものとする。

### (2) 履行場所

- ア 群馬県利根郡片品村鎌田3967-3  
片品村役場 本庁舎 1階 出納室及び住民課

### (3) 想定予算上限額

- ア 初期導入及び 令和8年度 保守業務費用 合計5,500,000円  
※ 金額 消費税及び地方消費税の額を含む

## 3. 導入業務内容

本業務の目的に鑑み、POSシステムの運用に必要なハードウェア・ソフトウェア製品を調達及び設置、設定を行うこと。

### (1) 調達内容

- ・ 出納室用 POSシステムセミセルフレジ（以下「POSレジ」という。） 1台
- ・ 出納室用 POSシステムでの売上集計用の端末1台（任意）
- ・ 住民課用 会計前の清算用レシートが発行される端末機（以下「清算前端末機」） 1台

### (2) 要求機能・要件等① POSシステム要求機能

- ア 来庁者側及び職員側に見やすく操作性に優れた大型タッチパネルPC液晶ディスプレイ（12インチ以上）、スキャナー等による基本的な機能を有し、業務の円滑な遂行を補助する機能を有すること。またPCスペックは、Windows10 IoT Enterprise LTSC 2019 以上、メモリ 4GB以上、ディスクはSSDタイプで容量は128GB以上であること。
- イ 職員側・利用者側双方に「取扱商品名」、「支払額」の表示が可能であり、利用者側に表示される「精算・支払」等の表示をタッチ後に収納する形式でできること。
- ウ カラー液晶ディスプレイタッチ式搭載であること。
- エ ランプやブザーで釣銭取り忘れの防止機能があること。
- オ インバウンド対応として来庁者側の画面では日本語と英語の表記に対応できること。
- カ キャッシュレス端末機は（株）群銀カードから提供される「stera terminal」（以下「キャッ

キャッシュレス端末」という。)とPOSレジとの連携ができること。

- キ 住民課窓口では会計前の清算用レシートが発行され、そのレシートに印字されているバーコード等を使用し、出納室に設置予定であるPOSレジで会計(セミセルフ会計)ができること。
- ク 会計の際は職員及び利用者が、現金、クレジット、電子マネー、QRコード決済、から選択して処理(地域通貨「おぜだっペイ」は職員側での計算処理のみ)ができること。

## ② 精算機能

- ア 現金は一括投入方式であること。
- イ 清算前端末機から発行される精算用レシートをPOSレジで読み込んで清算処理ができること。またPOSレジにて日次精算をする際に、精算用レシートのデータも合算されること。
- ウ 集計はリアルタイムで集計されていること。
- エ 取扱商品別、支払い方法別(決済種別)、月別、日別等で金額及び件数が自動集計できる機能を有すること。またジャーナルデータのCSV等データ出力機能を有し、取引記録をデータ化できること。
- オ 既設プリンター(役場備品)に接続が可能な場合、帳票印刷が可能であること。
- カ 開庁時間途中での仮精算機能(点検機能)を有すること。
- キ 小切手や郵便小為替、汚損貨幣など現金以外での取引が可能で、現金と現金以外の複合取引に対応ができ、現金取引額と現金外取引額(手入力分)が明確であること。
- ク 自動釣銭機の故障時はPOS部分のみの運用が可能で、取扱商品名・支払金額の登録が可能であること。
- ケ 登載するOSはWindowsであるとともに最低5年間の運用を想定していることから、POSレジのバージョンアップは5年間無償で、OSのバージョンアップ等にも柔軟に対応できること。
- コ 44桁バーコードによる税金の納付書を使用し、POSレジで会計処理ができること。また地方税統一QRコードにも対応しており、併用して使用ができること。
- サ バーコード収納については期限切れを判断し、職員側に警告表示ができること。
- シ POSシステム側の操作で、入出金・両替対応、自動釣銭機の全回収及び売上金のみの回収が対応できること。
- ス キャッシュレス端末とPOSレジを併用して使用する際に、印字されるレシート表記が現金の場合は領収書、キャッシュレス決済の場合は利用明細書と印字されること。またキャッシュレス不可品目を誤って呼び出した場合に、現金のみで会計処理ができること。
- セ 決済誤り等の発生時には、返金に係る取消処理が容易に行えること。
- ソ 釣銭機の金種残量が多すぎる場合と少なすぎる場合に、POSシステムの画面上で警告表示がされるようにできていること。また釣銭機内の現金残高をディスプレイ表示及びレシート出力が可能であること。
- タ 自動釣銭機を使用した運用方法でトラブル以外のお金の入出金作業は全てPOSレジからできるようになっていること。
- チ レシートには取扱番号等が印字されること。またその取扱番号等を読み込むことで返品処理が容易に行える機能があること。
- ツ 日々のデータ蓄積し日次、月次、年次の集計データを参照可能な機能を有すること。出力帳票についてCSVデータとして出力ができること。

### ③ 自動釣銭機

- ア 最大収納容量は、紙幣は1万円紙幣100枚以上、5千円紙幣100枚以上、千円紙幣200枚以上。硬貨は500円硬貨100枚以上、その他の硬貨120枚以上。  
(これらを下回る釣銭機の場合は、補完しうる提案があれば参考とする。)
- イ 紙幣は回収カセットからも回収できること。
- ウ 一括して投入できる紙幣の枚数は20枚以上であること。(これを下回る釣銭機の場合は、補完しうる提案があれば参考とする。)
- エ 来客時の現金収納は複数の職員での対応が不要であること。
- オ 今後発行される新紙幣、新硬貨にも容易に改修対応ができること。

### ④ インターネット回線 (有線・無線)

- ア 片品村では設置予定場所に電源及び通信回線を用意するが、新たな電源設置及び専用回線設置等に関する工事は行わない。また通信回線は有線・無線 (PDA無線規格に準ずる) どちらかに接続可能なこと。

### ⑤ 付属機器

- ア 顧客控えとなるレシートの印字が可能なサーマルプリンタが付属され、POSレジと連携していること。
- イ POSレジと連携したバーコードリーダー (LQ-R対応型) が付属されていること。

### ⑥ 保守

- ア POSレジ及び清算前端末機の機器について、導入後5年間の保守を含むものとする。また5年間の保守が含めない場合は、その都度において保証の延長ができること。
- イ 操作方法、運用上におけるトラブルに365日かつ午前9時から午後9時までサポート対応が可能なこと。

### ⑦ その他

- ア システムの構築に当たり必要となる機器、ハードウェア、OS、ソフトウェアは受託者が新品で用意すること。
- イ 故障等で自動釣銭機が使用不可の場合は、レジ機能のみでレシート発行までが完結すること。

### (3) 職員研修の実施

操作方法等について定めたマニュアルを策定し、POSレジ及び納品後に職員向け研修を実施すること。また費用内で1日複数回実施すること。(最大午前2回、午後2回)

### (4) 運用・保守体制

- ① 本稼働開始時は1名以上の立ち合いを行うこと。
- ② 故障した場合の対応 (システムダウン時の復旧等をいう。以下同じ。) は、片品村役場からの連絡後、出来る限り3時間以内 (17時以降と土日祝日を除く) に着手できること。
- ③ 故障対応時の目標復旧時間は、着手後24時間以内とする。

### 4 契約不適合について

納品物について、仕様との不一致が発見された場合、受注者は当該不一致を修正すること。ただし、受注者は当該不一致を修正するのは、検査完了後12か月以内に発注者から請求された場合に限るものとする。

## 5 納品・設置

### (1) 納品成果物

本業務の納品成果物は次のとおりとする。

- ① ハードウェア等（「3. 導入業務内容（1）調達内容」のとおり。製品保証書を含む）
- ② パッケージ用操作マニュアル1部
- ③ 職員向けマニュアル10部
- ④ 職員向けマニュアル 電子データ1部

### (2) 納期

納期は運用開始の一週間前までとし、納品日に変更が生じる場合は別途協議することとする。

### (3) 設置

ア 設置に当たって別途予算を必要としないこと。

（コンセントの新設やLANケーブル配線が別途必要な場合は除く）

イ 原則として、既存のカウンター上に設置できること。（出納室及び住民課）設置個所の窓口の幅員やカウンターの高さや形状、材質等が異なることから、やむを得ずカウンター上ではなく  
架台等を使用した設置を行う場合は、盗難防止等の措置が十分に講じられること。

ウ 設置場所を事前に調査するとともに、職員からの希望を聴取し、個別の事情や職員からの要望  
に応えられる方法で設置が可能であること。

エ POSレジの転倒・転落防止措置、及び盗難防止措置が十分に図られること。

## 6 委託料の支払い

(1) 業務が完了したときは、直ちに文書により業務完了報告書を提出すること。委託料の支払  
いは業務完了報告書の提出後、翌月末までに一括支払とする。

(2) 保守業務については、導入年度については1月ごと、翌年度からは1年分を一括支払とする。

## 7 その他

(1) 本業務実施にあたっては、片品村と十分連携を図って行うこととする。

(2) 本仕様書に明示のない事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議によるものとする。